

## 第6章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都および関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国および他の道府県に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度および方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度および方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。）および都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 4 救援の内容

### (1) 収容施設の供与

#### ア 避難所

##### (ア) 区民避難所・二次避難所等の開設、運営

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に区民避難所、二次避難所を開設する。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

避難所の運営においては、女性や子育て家庭、要配慮者等、多様なニーズに配慮するとともに、女性の参画の促進に努める。

##### (イ) 区民避難所・二次避難所等の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設および施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

##### (ウ) 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各区民避難所等に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

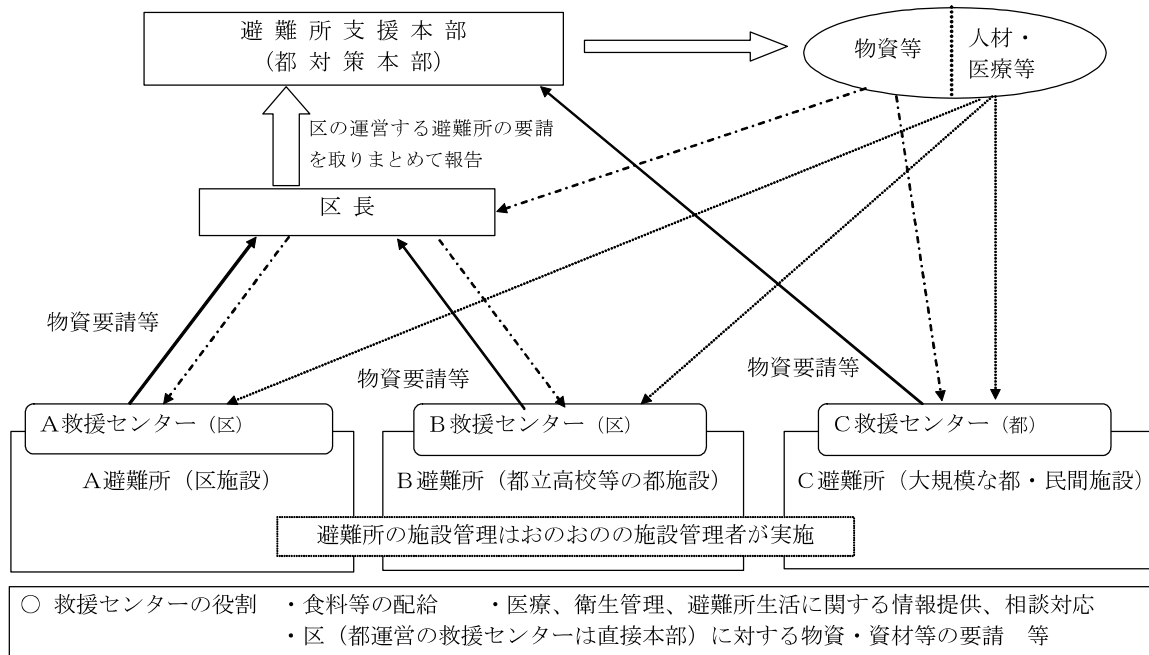
- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

##### (エ) 都対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

<sup>(\*)</sup> 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

【避難所支援本部・救援センターの役割】



イ 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅および応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定および入居者管理を行う。

(ア) 応急仮設住宅等の設置

応急仮設住宅等の設置は都が実施するが、都による設置が行われない場合で、区長が特に必要と認める場合は、区において設置する。その際、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の有効活用等、防災計画の定めに基づいて実施する。

(イ) 設営地の選定

防災計画に定める応急仮設住宅の建設候補地は、西大井広場公園、鮫洲運動公園、八潮公園多目的広場、しながわ区民公園等の大規模な区立公園および林試の森公園、大井ふ頭中央海浜公園等の都立公園とし、災害時の仕組みを準用して対応する。

(ウ) 入居者の選定・募集

入居対象者としては、避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害等により住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がなく、自らの資力では住家を得ることができない者とする。

区は、被災状況に応じて都が策定した入居者の募集計画および選定基準に基づき、入居者の募集および選定を行う。この場合において、高齢者、障害者等の要配慮者の入居に十分配慮する。

(2) 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

ア 食品および生活必需品等の給与等

食品および生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都およ

び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）または調達品をもって充てる。

調達物資および救援物資の受け入れ場所については、防災計画に定める受け入れ場所（品川区役所庁舎、浜川中学校、品川学園、荏原平塚学園、大井競馬場駐車場の5ヵ所の他、荏原地区に1ヵ所）等、災害時の仕組みを準用して対応する。

また、区は、調達物資および救援物資の配布計画を作成し、これらの受け入れ、仕分け、配布についてはボランティアの協力等も得て行う。

#### イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

### （3）医療の提供および助産

#### ア 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

#### イ 被災者への医療の提供および助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

#### ウ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、災害拠点病院等への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

### （4）被災者の捜索および救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

### （5）埋葬および火葬

区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

#### (6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

#### (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。対象者は、避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者とする。

区が住宅の応急修理を実施する場合は、関係団体との協定に基づき、建設資材の調達、住宅の応急修理を速やかに実施する。

#### (8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

#### (9) 行方不明者の搜索および遺体の処理

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容および処理等を行う。

区保健衛生部は、遺体の検視・検案について必要があるときは、都福祉保健局に検視・検案班の出動または遺体収容所への出動要請を行い、これに必要な措置を実施する。また、状況によっては、医療救護班（医師会、歯科医師会）の医師に検視・検案協力を依頼する。

その他、区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存および検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

#### (10) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害のため居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分や玄関に土石、竹木等が堆積し、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去することができない場合、都と協力し<sup>(\*)</sup>これらを除去する。

区は、対象戸数および所在を調査して都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の障害物の除去を実施する。

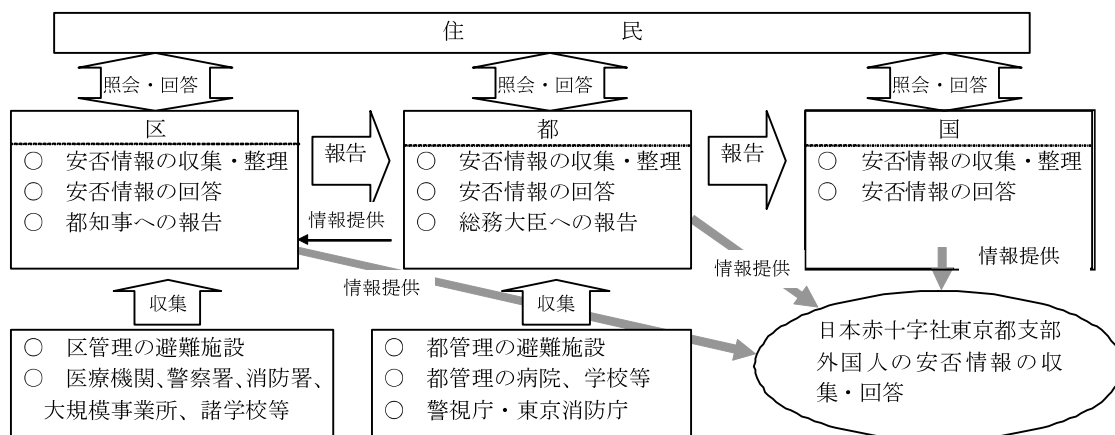
---

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施

## 第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理および提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。(P 4 6 再掲)



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法並びに安否情報の照会および回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号および第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・ 区……………区管理の避難施設、区の施設（学校等）  
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・ 都……………都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）  
警視庁、東京消防庁等

#### (2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関ならびに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

#### 【省令様式第1号】

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの紹介があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【省令様式第2号】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者およびこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑩の回答者は、配偶者及び直近の直系親族を原則とします。



## 2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 【省令様式第1号、第2号および第3号への記入要領】

- ① 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- ② 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- ③ その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- ④ 居所欄には、避難施設の名称および住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- ⑤ 負傷または疾病の状況欄には、負傷の程度を「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- ⑥ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- ⑦ 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- ⑧ 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

【省令様式第3号】

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

区市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他の要情報	⑫親族・同居者 への回答の希望	⑬知人への 回答の希望	⑭親族・同居者・知人 以外の者への回答 又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合においては、当該希望又は同意に  
ついて特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

#### (2) 照会者の本人確認

- ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出または提示させる。
- イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日および性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。  
なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

#### 【省令様式第4号への記入要領】

- ① 照会をする理由欄において、「その他」として理由を記載する場合は、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- ② 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長または総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会をしようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- ③ 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長または総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

【省令様式第4号】

安否情報照会書

総務大臣 東京都知事 品川区長		年 月 日
		申請者 住所(居所) 氏名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ( )	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他( )
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
  - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - ※印の欄には記入しないで下さい。

### (3) 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## **4 日本赤十字社に対する協力**

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

【省令様式第5号】

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 東京都知事 品川区長
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### **1 武力攻撃災害の兆候の通報**

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

#### **2 武力攻撃災害への対処の基本的考え方**

##### (1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

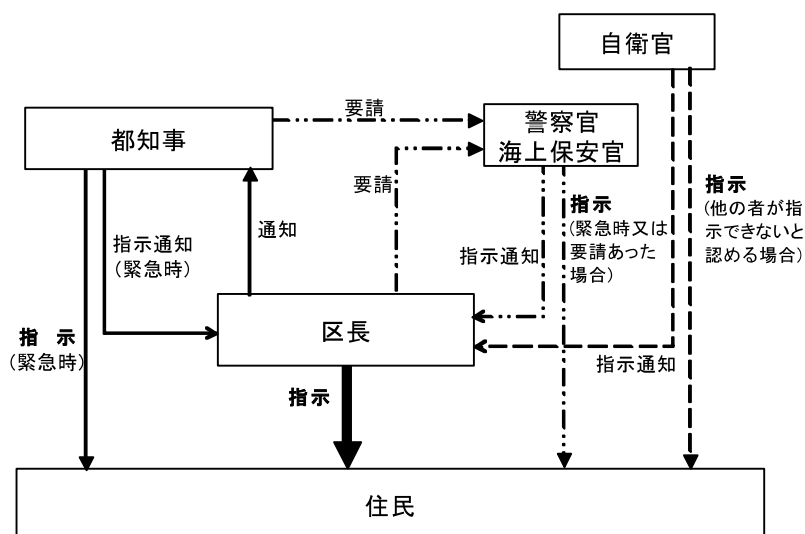
区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### 【退避の指示の概要】



#### (1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。<sup>(\*)</sup>

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（または、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### ① 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への

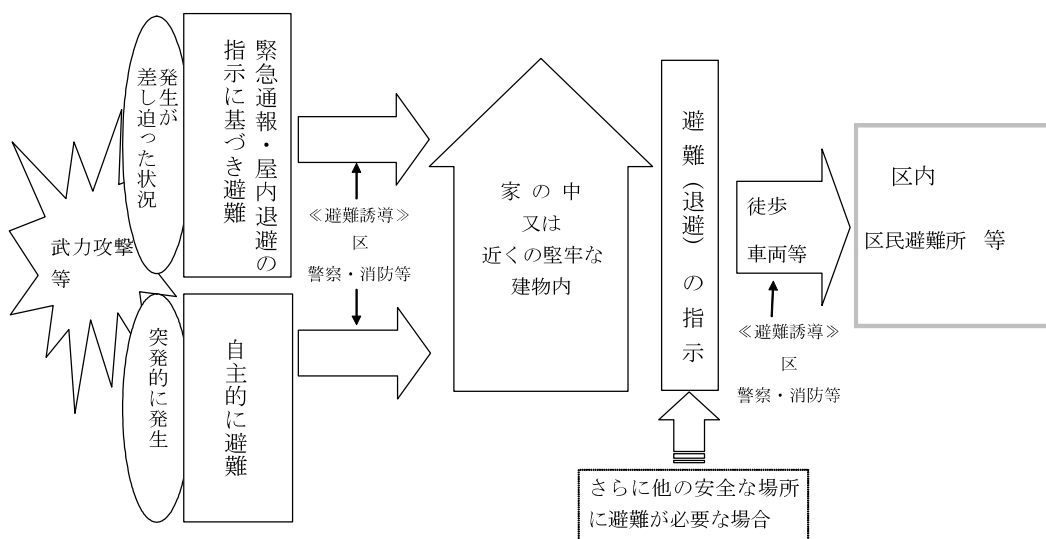
<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険がおよぶことを防止するため、都知事による避難指示を待たずとも、区市町村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。



退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

### 【屋内退避のイメージ】



### 【屋内退避の指示（例）】

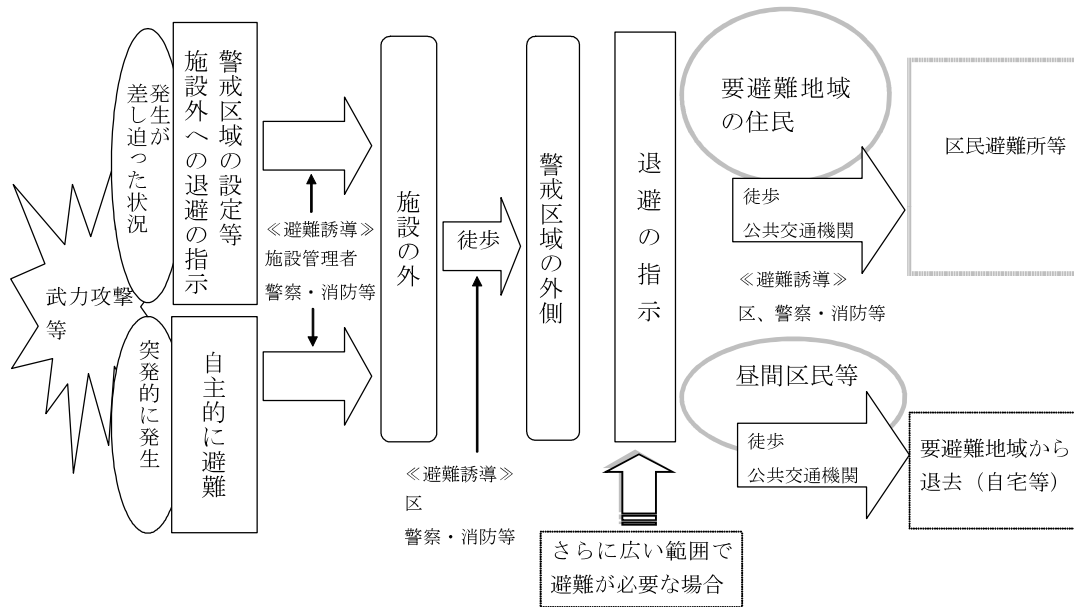
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

#### ② 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。  
※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本

## 【屋外退避のイメージ】



## 【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

### （２）退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車、ホームページ等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官、海上保安官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### （３）安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国および都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、東京海上保安部および自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、東京海上保安部および自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## **2 警戒区域の設定**

### (1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、東京海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、消防、東京海上保安部等と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官、海上保安官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## **3 応急公用負担等**

### (1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## **4 消防に関する措置等**

### (1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体および財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施し、武力攻撃災害を防除および軽減する。また、東京消防庁管轄地域の消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。

- ア 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- オ 東京消防庁は、消防職員および消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

### (3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

### (4) 安全の確保

- ア 区長は、国対策本部および都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、東京海上

保安部、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監または消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

### **第3 生活関連等施設における災害への対処等**

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組みを促進する。

#### **1 生活関連等施設の安全の確保**

##### **(1) 生活関連等施設の状況の把握**

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### **(2) 区が管理する施設の安全の確保**

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）、東京海上保安部長等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### **2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除**

##### **(1) 危険物質等に関する措置命令**

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②および③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区

対策本部で所要の調整を行う。

※危険物質等について区長が命ずることができる対象および措置

**【対象】**

毒物および劇物取締法第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物および劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。

**【措置】**

- ① 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄

※消防法第2条第7項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

**（2）警備の強化および危険物質等の管理状況報告**

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、（1）に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## **第4 NBC攻撃による災害への対処等**

区は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

**（1）応急措置の実施**

区長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、または警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

**（2）国の方針に基づく措置の実施**

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

区長は、NBC攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（または職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

区は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

区長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査および簡易除染の実施については、東京都地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区防災課・総務課は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康課・保健所・保健センター等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源および汚染地域への作業に協力する。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### (5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

<sup>(\*)</sup> 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止 ・給水の制限または禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。



## 第9章 被災情報の収集および報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 区は、電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 区は、情報収集に当たっては警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）、東京海上保安部との連絡を密にする。
- 3 区は、収集した被災情報の第一報を、都<sup>(\*)</sup>に対し報告様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- 4 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について報告様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

---

(\*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分  
品川区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 品川区△△A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢および死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健救護部の編成

武力攻撃災害時において保健所は、医療救護防疫活動およびその他の衛生指導を行い、管内の避難住民等の救護活動を担当する。

保健救護部を組織し、防災計画の定めるところに準じて、適切な要員配置を行う。

#### (2) 保健衛生対策

区は、災害が発生し医療救護が必要な場合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、整復師会の協力を得て医療救護班を医療救護所へ派遣し、発災直後から医療救護活動が円滑に行える態勢を整える。

透析患者等については、医師会と連携し、透析可能な施設の把握を行うとともに、発災後の医療情報をもとに、患者に情報提供を行う。

また、在宅難病患者については、必要に応じ医療機関への搬送および調整等を行う。

その他、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (3) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

感染症等の急速な蔓延を防止するため、防疫班・消毒班を編成し、本部長の指示に基づき非衛生的な生活環境を改善すべく、家屋の内外等の消毒を実施する。

ア 防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民に健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や区民避難所等の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症拡大防止対策等を行う。

イ 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施および指導を行う。

ウ 防疫活動の実施にあたり、区の能力をもって十分でないと認めるときは、都または隣接区に協力を要請する。

エ 区民避難所等開設後ただちに便所その他の場所の消毒を行い、または薬品を交付して自主

的に消毒を行うよう指導する。

オ 被災家屋、下水およびその他の場所の消毒を行い、または消毒薬を交付して、自主的に消毒を行うよう指導する。

#### (4) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (5) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

#### (6) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、巡回栄養相談チーム等を編成し、避難所における栄養相談や地域の巡回栄養相談等を都と協力し実施する。

#### (7) メンタルケア体制の整備

区は、被災のショックや避難生活などによるストレスから生じる心身の健康被害の対策として、専門医の協力を得て、保健所等を拠点に相談室を設置するとともに、巡回精神相談チーム等を編成し、被災者の相談にあたる。

## **2 廃棄物等の処理**

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 区は、アにより廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

#### (2) 廃棄物処理対策

ア 区は、防災計画の定めに準じて、廃棄物処理体制を整備する。

イ 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

### (3) し尿処理

区は、避難所等における下水道機能の維持のため、防災計画に定められた災害時の仕組みを準用し、必要な処理を実施する。

#### ア 処理方法

区民避難所や家庭において、下水道機能が活用可能な場合は、プールの水、井戸水等により水洗トイレを使用する。また、区民避難所の学校にし尿を蓄える仮設トイレのための便槽を設置し、し尿処理を行うこととする。

#### イ 汲み取り処理

現有車両で対処できない場合には、都と調整を図り、他の自治体に応援を要請するなど作業の万全を期する。

## 第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

この場合において、防災計画に定められた災害時の仕組みを準用して対応する。

#### ア 教育活動の再開

##### (ア) 校舎等の安全確認・整備

あらかじめ定めた授業再開に必要なスペースなどの安全確認・整備を行い、教室等の確保に当たる。なお、授業再開に当たっては、二次災害防止のため、校舎等の安全点検を行う。

##### (イ) 児童・生徒等の通学路の安全確認

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。

##### (ウ) 授業再開時期の決定

区教育委員会は、各学校と協議のうえ、授業再開時期の目処を定める。これに基づき校長は、学校の実情に応じて授業再開時期を決定する。

##### (エ) 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって学校は、保護者に対し、授業再開の時期について掲示、ビラ等の手段により、周知、徹底を図るものとする。

#### イ メンタルケアの充実

発災後、災害への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子どもも心が疲弊している状態にある。応急教育の立案に当たっては、このような児童・生徒等の心の状態を配慮し、メンタルケアの指導体制の充実を図るものとする。

#### ウ 学用品の調達および支給計画

##### (ア) 給与の対象

武力攻撃災害により住家に被害を受け、学用品を喪失またはき損し、就学上支障の生じた小学校児童および中学校生徒（私立学校を含む）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具および通学用品を支給する。

##### (イ) 給与の方法

学用品は、原則として都が一括購入し、区が、被災児童および生徒に配分する。なお、学用品の給与を迅速に行うために都知事が区長に職権を委任した場合は、区が教育委員会および学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

#### (2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに区税(延滞金を含む)の徴収猶予および減免の措置について、災害の状況に応じて実施する。

### **3 生活基盤等の確保**

都から委任を受けている河川管理施設、道路、橋りょう等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。